

トリニダード・トバゴの入国規制措置（3月27日更新）

3月26日、トリニダード・トバゴ政府は新型コロナウイルス対策として、同国の入国規制措置を、同月27日以降以下のとおりとする旨発表しました。なお、今次更新により、入国手続き時の必要な書類の1つとして、抗原検査陰性結果も認められるようになりました。

1 自国民または永住の在留資格保持者（ワクチン完全接種者）

（1）全ての渡航者は、政府Webサイト（<https://ttravelpass.gov.tt/>）より渡航許可証（TTravel Pass）の申請を行い（最初にEメールアドレスを入力し、ワンタイム・パスワードを入手し手続きを開始）、ワクチン接種証明書、到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液）陰性結果、または、抗原検査陰性結果をアップロードする必要がある。渡航許可証申請（到着72時間前から申請可。フライト搭乗手続き前までに、子どもを含め、全ての渡航者は個別に手続きを完了している必要あり）には、氏名、誕生日、旅券番号等を入力し、渡航、健康状況に係る質問に答える必要があり、一連の申告書の同意手続きを行うこと。同申請手続き完了後、渡航許可証が発行される。

（2）新型コロナウイルスの症状がない場合、検疫措置及び再検査は免除される。

（3）ワクチンを完全接種した未成年者及び大人は同一の規則が課され、ワクチン未接種または、ワクチン未完全接種の未成年者が、ワクチン完全接種者の大人と旅行する場合には、同大人と同じ規則が適用される。また、同未成年者は、到着後3日目から5日目の間に、公共または民間の検査施設で、PCR検査を受ける必要がある。

（4）渡航者は、搭乗時及び到着時に、渡航許可書、ワクチン接種証明書、PCR検査陰性結果、あるいは、抗原検査陰性結果、また、該当する場合には、認可ホテルでの検疫費用全額負担支払い証拠書を提示すること。

※ワクチン完全接種者：世界保健機関（WHO）が承認したワクチンの規定回数（2回接種ワクチンの2回接種、または1回接種ワクチンの接種）を接種、または、1回目にアストラゼネカのワクチン接種を受け、2回目にファイザーあるいはモデルナを接種し、その後14日経過した者をワクチン完全接種者とみなす。

2 自国民または永住の在留資格保持者（ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者）

（1）政府Webサイト上での渡航許可申請の際に、到着72時間前以内に受け

たRT-PCR検査陰性結果、または、抗原検査陰性結果、確認番号と受領書のコピーを登録すること。渡航者は、搭乗時及び到着時に、渡航許可書、PCR検査陰性結果、あるいは、抗原検査陰性結果、また、該当する場合には、認可ホテルでの検疫費用全額負担支払い証拠書を提示すること。

(2) 政府認定ホテルで自費による14日間の義務的検疫措置が課される。

(3) また、渡航許可申請手続きの前には、政府認定ホテルの宿泊予約確認書が必要となり、政府が承認した宿泊施設の空きがない場合、渡航許可証は発行されない。

3 自国民以外の渡航者

(1) 新型コロナウイルスワクチンを完全接種した渡航者のみ、入国が許可される。

(2) 全ての渡航者は、政府Webサイト (<https://ttravelpass.gov.tt/>) より渡航許可証 (TTravel Pass) の申請を行い (最初にEメールアドレスを入力し、ワンタイム・パスワードを入手し手続きを開始)、ワクチン接種証明書、到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査 (鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液) 陰性結果、または、抗原検査陰性結果をアップロードする必要がある。渡航許可証申請時 (到着72時間前から申請可。フライト搭乗手続き前までに、子どもを含め、全ての渡航者は個別に手続き完了している必要あり) には、氏名、誕生日、旅券番号等を入力し、渡航、健康状況に係る質問に答える必要があり、一連の申告書の同意手続きを行うこと。同申請手続き完了後、渡航許可証が発行される。

(3) 渡航者は、搭乗時及び到着時に渡航許可書、ワクチン接種証明書、PCR検査陰性結果、あるいは、抗原検査陰性結果、また、該当する場合には、認可ホテルでの検疫費用全額負担支払い証拠書を提示すること。

※ワクチン完全接種者：世界保健機関 (WHO) が承認したワクチンの規定回数 (2回接種ワクチンの2回接種、または1回接種ワクチンの接種) を接種、または、1回目にアストラゼネカのワクチン接種を受け、2回目にファイザーあるいはモデルナを接種し、その後14日経過した者をワクチン完全接種者とみなす。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府ホームページ

<https://ttravelpass.gov.tt/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。